資料４

三重県土地利用基本計画

平成 30 年 12 月

三　　重　　県

目　　次

第１章　県土の利用に関する基本構想
　１　県土利用の基本方向
　２　地域類型別の県土利用の方向
　３　利用区分別の県土利用の基本方向

第２章　土地利用の原則
　１　都市地域
　２　農業地域
　３　森林地域
　４　自然公園地域
　５　自然保全地域

第３章　５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
　１　都市地域と農業地域とが重複する地域
　２　都市地域と森林地域とが重複する地域
　３　都市地域と自然公園地域とが重複する地域
　４　都市地域と自然保全地域とが重複する地域
　５　農業地域と森林地域とが重複する地域
　６　農業地域と自然公園地域とが重複する地域
　７　農業地域と自然保全地域とが重複する地域
　８　森林地域と自然公園地域とが重複する地域
　９　森林地域と自然保全地域とが重複する地域

土地利用基本計画策定の趣旨

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、三重県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第９条の規定に基づき策定したものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制、遊休土地に関する措置及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制等を実施するにあたっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

変更に際しては、当基本計画は国土利用計画（県計画）の性格を併せ持つものとし、県土利用の総合的方針を示す計画として改定する。

第１章　県土の利用に関する基本構想

１　県土利用の基本方向

（１）基本理念

現在、日本は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。大都市圏等では、一定程度、土地需要が増加する地域が見込まれるものの、全体として今後土地需要は減少し、本県においても県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念され、今後の県土の利用においては、本格的な人口減少社会における適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、台風の大型化、降雨の局地化・集中化・激甚化、近未来に予想される南海トラフ地震などの自然災害が危惧されており、安全安心な生活を営むために、居住地や経済活動の場における防災・減災の対策を進め、サスティナブルな社会の形成に向けて、中長期の視点を持った計画により、戦略的に県土の利用を進めていく必要がある。その際、地球温暖化対策や水源保全などを目的として、低・未利用地や荒廃農地などの緑化等、県土の自然を保全・再生・活用していく方策を選択することにより、より効率的で効果的な土地利用が実施できると考えられる。

人口減少、高齢化、財政制約等が進行する現状においては、土地の履歴や特性を踏まえた最適な県土利用を行い、複合的な効果をもたらす施策が重要になる。

（２）県土の特性を生かした土地利用

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋岸に位置し、総面積は国土の約 1.5％にあたる 5,777 ㎢で、東西約 80 ㎞、南北約 170 ㎞の南北に細長い地形となっている。中部圏と近畿圏の結節点にあり、大都市圏の一翼を担う土地利用がなされる一方、森林地域、自然公園地域、自然保全地域など、人口密度が低い地域も多く見受けられる。

海岸線は 1,088 ㎞と長く、活断層も複数存在することから、自然災害のリスクを軽減する土地利用を検討する必要があり、そのうえで、人口分布や地域経済、工場立地、観光資源などの複数の要素を考慮して、土地利用を計画的に進めることが重要である。

ア　北勢地域

当該地域は、伊勢平野の北部に位置し、西に鈴鹿山脈、北に養老山地、東に伊勢湾を望む。平地を中心に石油化学、自動車、液晶関連産業、情報通信産業などが立地する県内最大の産業・都市機能集積地となっている。地域内人口は、約 84 万人で県総人口の約 47％を占めており、本県の製造品出荷額の約 62％が、当該地域からの出荷である。

当該地域は、交通インフラが整備され、大都市である名古屋市や京阪神地域との交通利便性が高いことや、国際拠点港湾の四日市港を有していること、中部国際空港へのアクセスが比較的容易であることなどから、企業進出の適地となっている。また、新名神高速道路及び東海環状自動車道の延伸により、関西、北陸、中部圏へのアクセスが向上し、更なる産業集積が予想される。

このことから、しばらくは工業用地等への転換圧力が維持されると予想されるが、当該地域においても人口減少社会への道程は変わらず、今後の土地利用の減少を見据えて、低・未利用地の適正な活用、都市地域に残る緑地や里山などを原則保全し、生活住環境が悪化しない方策を採る必要がある。

イ　中南勢地域

当該地域は、西から布引山地などの山間地、中山間地域、伊勢平野、そして伊勢湾へと至る。地域内人口は、約 49 万人で県総人口の約 27%を占めており、県庁や多数の教育・文化施設が所在し、北勢地域に次いで産業・都市機能が集積する地域となっている。

市街地及びその周辺の人口減少は緩やかに進むと見込まれるが、農山村地域では急激な人口減少により、耕作放棄地や山林の荒廃などが危惧される。

道路や鉄道などの交通インフラが整った利便性の高い地域においては、居住や工場、観光施設などの土地需要が見込まれるものの、中長期的には地域全体において人口減少による低・未利用地の増加が予想されることから、土地利用の適切な調整が必要になる。

また、伊勢湾に注ぐ櫛田川や宮川などの水源となる森林の保全や、平野部においても自然環境との調和のもとに開発を行うなど、土地の適切な利用を推進することが重要になる。

ウ　伊勢志摩地域

当該地域は、志摩半島を中心とした国立公園がその多くを占める地域であり、地域内人口は約 24 万人、県総人口の約 13%を占める。伊勢市をはじめ、平野部において市街地が形成されている地域が存在するが、人口減少の進捗状況によっては、地域コミュニティにおける住生活環境の悪化が予想され、地方生活圏の維持が重要となる。

伊勢神宮や伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した産業を中心に、地域経済は持続的に運営されると見込まれるものの、日本全体の人口減による観光者の減少も予測され、海外からの誘客を含めた観光産業の発展を、土地利用の観点からも進める必要がある。そのためには、自然公園地域、自然保全地域において、個性ある景観の保全・再生・創出を進め、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組を推進し、経済が持続的に循環するように、地域の魅力を向上させていくことが重要である。

エ　伊賀地域

当該地域は、県西部、布引山地の西側に位置し、四方を山地で囲まれた盆地を中心に生活圏が形成されている。ＪＲや近鉄線、また国道 25 号（名阪国道）により、関西圏への通勤、通学が可能であり、人・モノの流れは関西地域と強い結びつきがある。地域内人口は約 17 万人、県総人口の約 9%を占める。

近鉄線沿線に大規模な住宅団地が形成され、関西との結びつきにより人口が増加したものの、高齢化や都心回帰の流れがあり、都市地域における人口減少、生活圏の持続的な確立が課題となっている。

国道 25 号（名阪国道）を利用した人・モノの流れにより、製造業などの産業は今後も持続していくと見られるが、忍者や古きまちなみ、自然景観などの観光資源を活用した産業の定着化など、計画的な土地利用による経済圏の形成が重要になる。

オ　東紀州地域

当該地域は、県の南部に位置し、地域内人口は約 7 万人、県総人口の約 4%を占める。年間降水量が多く、全国有数の多雨地域であり、人口減少と高齢化が県内で最も顕著になっている。

平坦地が少なく、山が海に迫る急峻な地形が多く、農林水産業が地域産業の重要な位置を占める。人口減少の進行に伴い、後継者不足による耕作放棄地や山林の荒廃地増加が進んでいる。

観光資源のほか、希少価値のある土産物や商品の創出等により地域産業の活性化を進め、紀勢自動車道の利用により人・モノの流れが活性化し、地域経済を持続的に発展させることが重要になる。貴重な平坦地の有効利用、緑豊かな吉野熊野国立公園地域や世界遺産の熊野古道など、自然環境・景観を保全・再生・創出するとともに、南海トラフ地震に備えた安全・安心を実現する県土利用を行っていく必要がある。

（3）県土をめぐる情勢の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような情勢の変化を考慮する必要がある。

ア　三重県の人口動態

三重県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成 19 年の 187 万人をピークに減少に転じており、平成 22 年の 185.5 万人から、平成 27 年の 182.1 万人を経て、平成 37 年には 171.4 万人になると長期推計が示されている。生産年齢人口比率は、平成 22 年の 62.1%から平成 27 年は 59.3%、平成 37 年には 57.9%になると推計されており、平成 27 年から平成 37 年では約 9 万人の生産年齢人口の減を見込んでいる。

一方、三重県の農林業センサスによれば、三重県の総農家数は、平成 17 年の 59 千戸から、平成 22 年に 52 千戸（平成 17 年比 88.1%）、平成 27 年に 42 千戸（平成 17 年比 71.2%）に減少している。また、農業就業人口（自営農業が主の者）は、平成 17 年の 57 千人から、平成 22 年の 42 千人（平成 17 年比 73.7%）、平成 27 年の 34 千人（平成 17 年比 57.6%）へと減少している。

三重県の林業従事者は、国勢調査によれば、平成 7 年の 2,338 人から、平成 12 年の 1,672 人（平成 7 年比 71.5%）、平成 17 年の 1,016 人（平成 7 年比 43.5%）と平成 7 年から半分以下に減少したものの、その後、平成 22 年に 1,255 人（平成 7 年比 53.7%）に増加し、平成 27 年には 1,016 人（平成 7 年比 43.5%）に減少している。

このように、人口減少社会の中で、農林業の就業者が顕著に減少することにより、農業地域や森林地域などの土地管理が、更に厳しくなる可能性がある。

三重県では、このような人口減少に伴う諸問題への対応や地域活性化を推進するため、移住促進を施策に掲げ、ワンストップで対応する移住相談センターの設置や移住相談デスクの開催などを行っている。

イ　土地利用の推移

三重県の農林業センサスによれば、農家（土地持ち非農家を除く。経営耕地面積が 10

ａ以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯）が耕作する面積は、平成 17 年の 47.5 ㎢から、平成 22 年の 44.5 ㎢、平成 27 年の 38.6 ㎢へと、その増減率はマイナス 18.7％となっている。これに対し、農家の耕作放棄地は平成 17 年の 3.8 ㎢から、平成 22 年の 3.5 ㎢、平成 27 年の 3.5 ㎢へと微減から横ばいになっており、農地の他用途への転換が見られる。一方、土地持ち非農家の耕作放棄地は、平成 17 年の 3.2 ㎢から、平成 22 年の 3.7 ㎢、平成 27 年の 4.0 ㎢へと 25％増加しており、荒廃農地が目立つ原因となっている。

このような中、農地面積の減少に対応し、農地の集積・集約を行うため、平成 26 年 3 月に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立した。三重県では公益財団法人三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構として指定し、農地の出し手から借り受けた農地を、農地の受け手に貸し付ける農地中間管理事業が開始されている。

三重県の森林面積は、平成 17 年の 373,211ha から、平成 22 年の 372,529ha、平成 27 年の 372,477ha へ 0.2％の微減となっており、10 年間で面積はほとんど変わっていない。このうち私有林は、平成 17 年の 307,110ha から、平成 22 年の 306,270ha、平成 27 年の 304,823ha へ 0.7％の減となっており、全体の減少に比べその減少幅がやや緩やかになっている。森林地域においても、森林法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から森林経営計画の制度がスタートし、森林施業の集約化等に関する施策が展開されることとなった。

その他、三重県の土地利用現況把握調査のデータにより平成 16 年を基準年として平成 27 年の面積を比較すると、水面・河川・水路については 209 ㎢が 206 ㎢へと 1.4％の微減、道路は林道が 15 ㎢で変化がなく、農道が 45 ㎢から 41 ㎢へ 8.9％の減、一般道路が 171 ㎢から 186 ㎢へ 8.8％の増となっている。住宅地は、206 ㎢から 233 ㎢へ 13.1％の増であるが、工場用地は 45 ㎢が 46 ㎢へと 2.2％の微増となっており、主に住宅地の拡大に伴い道路面積が拡大したと見られる。また、農地面積の減に伴い農道面積が減少したと考えられる。

ウ　太陽光発電設備の増加

県内では、日照条件に恵まれた地域特性を反映して、太陽光発電施設の設置が進んでいる。平成 21 年 11 月からエネルギー供給構造高度化法第 2 条第 3 項に基づく太陽光発電の余剰電力買取制度が開始され、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「ＦＩＴ法」という。）に基づく、再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されると、国土利用計画法第 23 条に基づく太陽光発電を目的とした届出が見られるようになった。

本県における国土利用計画法にかかる届出は、平成 25 年度 39 件、平成 26 年度 92 件、平成 27 年度 98 件、平成 28 年度 118 件と増加し、１件あたりの平均面積は約 56 千㎡に及ぶ。当届出は、都市計画区域外であれば１万㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域で 5 千㎡以上が届出の対象であるが、スケールメリットを考慮した大規模な太陽光発電施設の設置が多く、国立公園区域内の風光明媚な場所などでも設置が行われている。大規模太陽光発電施設の設置は、これまで培われてきた地域環境や観光資源が一瞬にして失われてしまうこともあり、住民による反対運動が起こっている地域も存在する。このような中、国はＦＩＴ法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準に、関

係法令・条例等の遵守を求め、違反した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度に改めるとともに、自治体との相談、地域住民とのコミュニケーション、地域への配慮を求める「事業計画策定ガイドライン」を制定した。また、県内においては、伊賀市や大台町が太陽光発電施設の設置に関するガイドライン等を策定するほか、志摩市では「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」、鳥羽市では「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電施設設置の抑制を行うこととなった。さらに、県においても、平成29年6月に「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、太陽光発電導入にあたり、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を示すとともに、ＦＩＴ法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う上で、地域との調整を実施し、適正に設置されるよう、その手続きをガイドラインで示すこととなった。

（4）土地利用における課題

ア　人口減少による県土管理水準の低下

人口減少に伴い、都市部においては市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、利用目的が定かでない更地や遊休化した工場跡地、駐車場等、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。都市郊外に生じた未利用地は、廃棄物の不法投棄の対象になり、草木が生い茂ると不審火や犯罪の温床にもなる。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等により、農地面積が減少するとともに、耕作放棄地の増大が懸念される。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことが重要となる。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなどの厳しい状況があり、一部に必要な施業が行われない森林も見られ、集約化し林業経営の基盤を強化していくことが重要である。

土地の有効利用を推進するためには、土地の境界や所有者を明確にし、土地売買の円滑化を図ることが重要になるが、都市部では関係者数が多いこと、山村部では相続人の現地不居住などの理由により、地籍整備が進みにくい状況がある。地籍調査事業は、国、都道府県、市町村が事業費を負担し、市町村事業として実施されているが、三重県は全国水準に比して非常に進捗率が低い状況にあり、県と市町は協力して、計画的に事業を進めていく必要がある。

イ　自然環境と美しい景観等の保全

人口減少に伴う開発圧力の減少や低・未利用地の発生を機会として、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を行い、持続可能で豊かな暮らしを実現する方策の実行が重要になっている。

一度開発された土地は、その利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系は戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要である。

加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大などが懸念される。また、気候変動により、更なる自然環境の悪化や、生物多様性の損失が懸念されることから、これらに対応した自然環境と調和する持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

三重県には、緑豊かな自然や伝統的な社会・文化施設があり、これらを見聞・体験するために全国、また世界各地から人々が訪れており、地域が賑わい、経済・社会が活性化するように、取組が行われてきた。人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承して地域の魅力を高めることによって、個性ある地域が創生され、さらに多くの人々が当該地域を訪れることが見込まれる。これらの関係を保っていくためにも、自然環境と景観等の保全は重要である。

ウ　災害に強い県土の形成

三重県では、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生（確率）が高まっている。また、全国的に雨の降り方が局地化、集中化、激甚化するなかで、水害、土砂災害が頻発化、激甚化することが懸念されている。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用の転換が急務となる。

安全で安心できる住生活、地域活動の場は、社会の営みの基盤であり、災害が発生した場合においても、人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化してすみやかに復旧・復興できるように、県土の強靭化を進めていく必要がある。

（５）土地利用の基本方向

ア　適切な県土管理の実現

人口密度の減少に伴う社会の非効率化を抑制するために、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を、中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制していく必要がある。集約化する中心部では、空き地や工場跡地等の低・未利用地や、空き家、空き店舗等を有効利用することにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域をネットワークで結ぶことによって、必要な機能を享受できるように取組を進める。特に南北に細長い三重県では、情報システムの高度化により、産業振興や生活環境支援等を行い、地域活性化を進めていくことが有効である。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い

手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持または回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、住民の理解を得て事業を進める仕組みづくりの検討が必要である。

森林、原野、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが必要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

イ　自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光、産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など、都市から地方への人の流れの拡大を図る。

加えて、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した魅力ある地域づくりを推進する。また、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持または回復するための取組を進める。

ウ　安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その

際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。

同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すなど、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ保全機能の向上など、地域レベルから県全域までそれぞれの段階における取組を通じて、利用の面からも安全性を総合的に高め、災害に強い県土を構築する。

エ　複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるにあたっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。特に、人為的に管理されてきた土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、土地を荒廃させない取組を進めていくことが、一層重要になる。

県土の適切な管理は、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、土地に多面的な機能を発揮させることで利用価値を高め、人口減少下においても適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫を行うとともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地など、自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など、新たな用途を見いだすことで土地を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような、最適な利用を選択するよう努める必要がある。

オ　多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、土地の管理については、このような地域による取組を基本としつつ、多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土利用に関心を持ち、その管理の一端を担う県民参加による県土管理（県土の県

民的経営）を進めていくことが、一層重要となる。そのためには、地域の土地をどのように利用し、持続的に生活の営みを行っていくのか、そのことを鋭意検討し、行動する人材の育成が重要になる。

2　地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用にあたっては、複数の用途が複合する利用を地域類型別に検討することが重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、相互の関係性に鑑み、機能分担や交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

（1）都市

人口減少下においても、必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりを目指すことが重要である。

まちの形成にあたっては、地域の状況等を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大している市街地についても、集約するように誘導を行う。特に、低・未利用地や空き家等の有効活用により、土地利用の集約化、効率化を図る。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、不特定多数の者が利用する大規模建築物、第１次緊急輸送道路の沿道建築物及び災害時に防災拠点となる庁舎に重点をおいて耐震化を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。

集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街の賑わいを取り戻し、地域住民にとってメリットを実感できる、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地域が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間における生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全･再生等により、美しくゆとりのある都市環境･景観の形成を図る。

（2）農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など様々な機能を有する。このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、地域社会の経済循環を保持するように努める。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効となる。住宅の集約化やネットワークの形成には、長期的な展望が必要であり、効率的な土地利用を進めるためにも、長期的な計画を策定していくことが重要となる。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。

同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住など、共生・交流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時において農山漁村の未被災地から被災地への食料供給等、支援システムとして貢献することも期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

（３）自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

また、三重県は国立公園が２つ、国定公園が２つ、県立公園が５つあるが、普通地域が多い公園においては、規制の実効性が弱い状況にあることから、自然公園地域としての役割を明確にする方策を進めていく。

3　利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

（1）農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・交流などの促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

（2）森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、所有者自らが経営管理を実施できない場合や急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、育林には長期的な時間を要することから、50 年、100 年といった長期的展望に立った土地利用を計画していく。現在、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えており、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

（3）原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場

合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

（４）水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業用用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備にあたっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

（５）道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。

また、整備にあたっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境・景観の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創出に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備にあたっては、自然環境・景観の保全に十分配慮する。

（６）住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。住宅地の整備に際しては、世帯数が今後減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅の有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

（７）工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にともなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域及びビオトープなどが、希少な植物や水生生物等の生育・生息場所となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

（８）その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地については、経済のソフト化・サービス化の進展等に応じて、必要な用地が確保されるように土地利用を図る。

（９）公用・公共用施設の用地

公共施設については、建て替えなどの機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への集約化を促進させる。

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

(10) 大規模集客施設用地

大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地を確保する。

(11) 低・未利用地

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生不可能と判断した荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等、新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め、農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場等、大規模レクリエーション施設の跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(12) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着・海底ごみの対策を図り、汚濁負荷の低減に努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

第２章　土地利用の原則

県土の利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の５地域ごとに、それぞれ次の原則に従って、適正に行うものとする。

なお、５地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るものとする。

１　都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境を確保し、機能的な都市基盤の整備に配慮しつつ、今後の人口減少を見据えた効率的な都市運営を行うため、都市機能や居住地の集約化を促進する適正かつ効果的な土地利用を行う。

（１）市街化区域（都市計画法第７条第１項の市街化区域をいう。以下同じ）

利便性が高く、安全で快適な生活を営めるように、秩序ある計画的な市街地の形成に努め、低・未利用地の活用などを通じて都市機能を集積するとともに、避難地の確保やライフラインの多重化など、災害に強いまちづくりを行う。また、自然環境の保全・景観形成を行い、美しくゆとりのあるまちなみ景観を形成する。

（２）市街化調整区域（都市計画法第７条第１項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）

市街化を抑制すべき区域であり、原則として都市的な利用を避けるものとする。また、良好な都市環境を保つため緑地等の保全を図るとともに、土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等については、計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るなど、地域全体で調和の取れた土地利用を行う。

（３）その他の都市地域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第８条第１項第１号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

２　農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、農用地や食料供給源として、県民のもっとも基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を通じて、県土保全、自然環境保全、景観形成及び防災上重要な役割を果たしていることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、適正な管理を行う。

また、荒廃農地の発生防止やその解消のため、荒廃農地を再生利用する取組みを進め、農業生産基盤整備事業による圃場の大区画化等により、優良農地を確保するとともに、農地中

間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約を推進する。

（１）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号の農用地区域をいう。以下同じ。）

直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

（２）農用地区域を除く農業地域の農地等

農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は、極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

３　森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地であり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。森林地域の土地利用については、森林の持つ木材生産等の経済的機能、県土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な豊かで潤いのある森林の保全と整備を図る。また、荒廃が進みつつある森林はその再生を図るものとする。

（１）保安林（森林法第２５条第１項または第２５条の２第１項及び第２項の保安林をいう。以下同じ。）

その指定の趣旨に即して、他用途への転用は原則行わないものとする。

（２）保安林以外の森林地域

経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合は、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

４　自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び教化に資するものであることから、その役割を明確にしたうえで、

優れた自然景観の保全とその適正な利用を図るものとする。

（１）特別保護地区（自然公園法第２１条第１項により指定された特別保護地区をいう。）
その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。

（２）特別地域（自然公園法第２０条第１項または第７３条第１項に基づき三重県立自然公園条例第１６条により指定された特別地域をいう。以下同じ。）
その風致または景観の維持を図るものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は、極力避けるものとする。

（３）その他の自然公園地域
都市的利用または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

５　自然保全地域
自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

（１）特別地区（自然環境保全法第２５条第１項及び第４６条第１項に基づき三重県自然環境保全条例第１１条により指定された特別地区をいう。）
指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

（２）その他の自然保全地域
自然環境を保全するため、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第３章　５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうちの２地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、３以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

１　都市地域と農業地域とが重複する地域

（１）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

（２）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

２　都市地域と森林地域とが重複する地域

（１）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

（２）市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

（３）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

３　都市地域と自然公園地域とが重複する地域

（１）市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。

（２）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

（３）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

４　都市地域と自然保全地域とが重複する地域

（１）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先する。

（２）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5　農業地域と森林地域とが重複する地域

（１）農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

（２）農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

（３）農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6　農業地域と自然公園地域とが重複する地域

（１）農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

（２）農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7　農業地域と自然保全地域とが重複する地域

（１）農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

（２）農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8　森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9　森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分 ＼ 五地域区分		都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域										
	その他	×									
農業地域	農用地区域	×	←								
	その他	×	①	×							
森林地域	保安林	×	←	×	←						
	その他	②	③	④	⑤	○					
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	○	○				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

（凡例）

× 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先します。

○ 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。

① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。

② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。

③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。

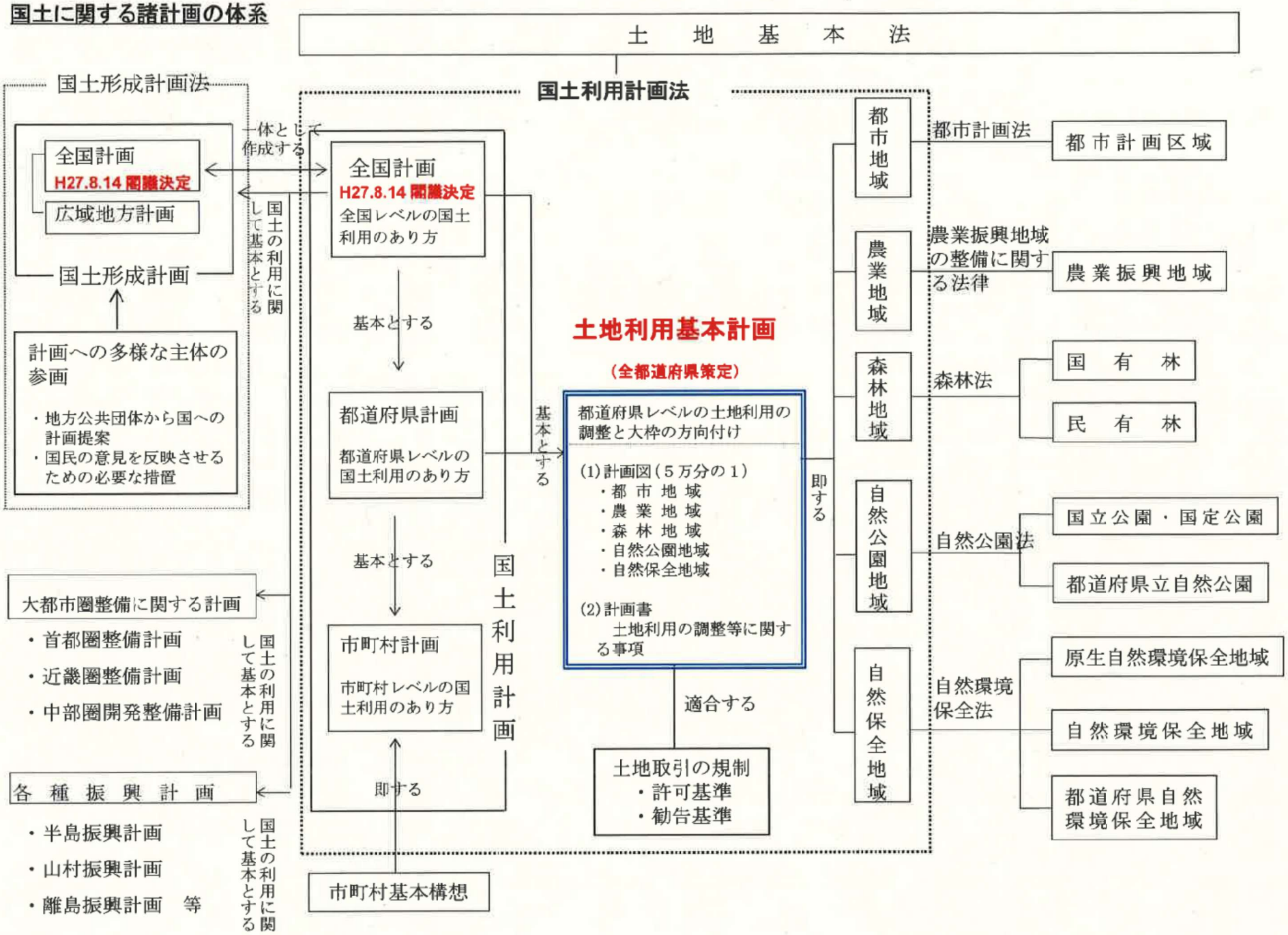
④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。

⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。

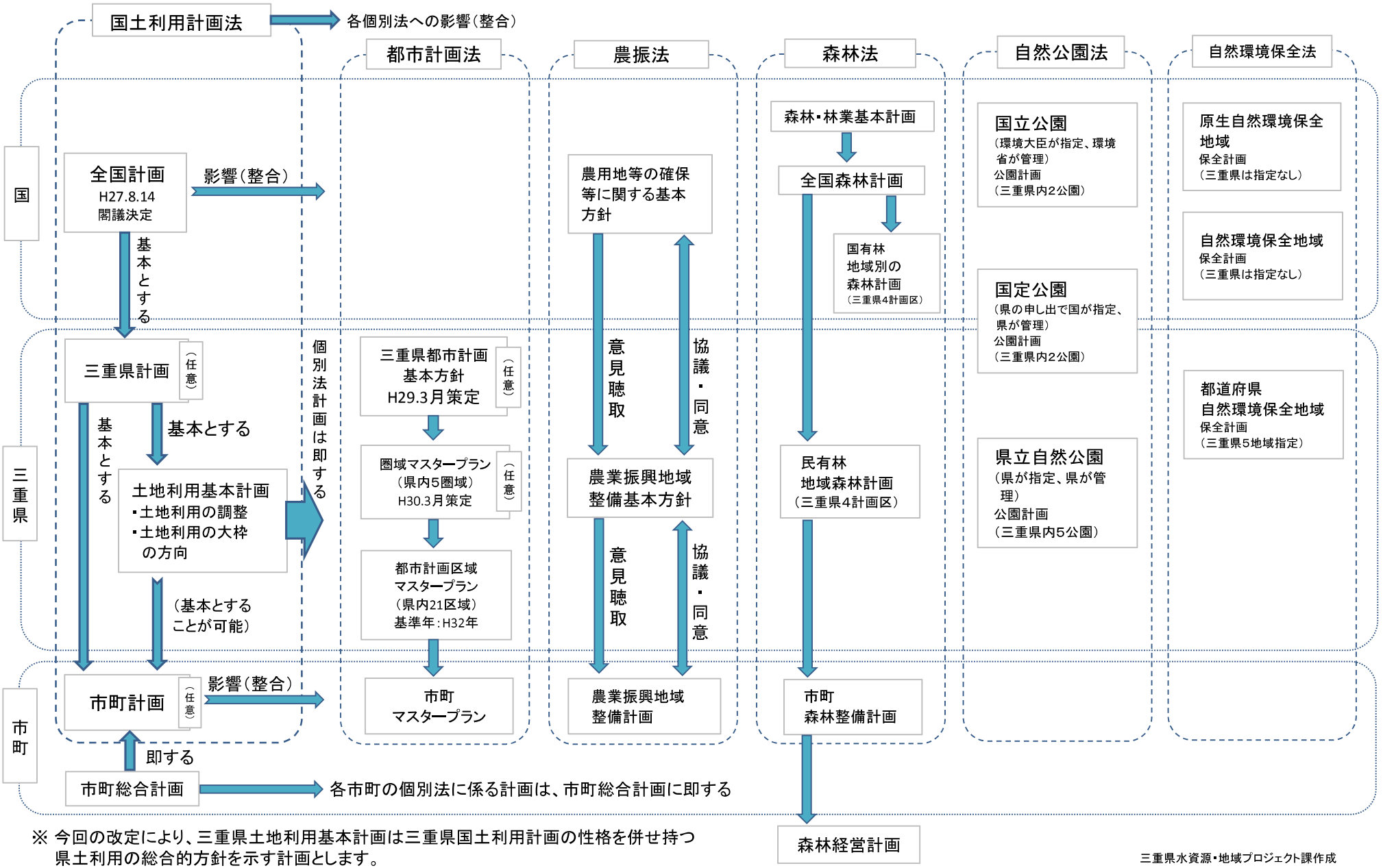
⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的利用を図ります。

参　考　資　料

国土に関する諸計画の体系



国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系



※ 今回の改定により、三重県土地利用基本計画は三重県国土利用計画の性格を併せ持つ県土利用の総合的方針を示す計画とします。

三重県水資源・地域プロジェクト課作成

○用語解説

No	頁	よみがな	用語	解説
1	9,12,13	おーぷんすぺーす	オープンスペース	主に都市地域における建築物のない空間をいう。特に、都市公園や緑地等を指すことが多い。
2	2,7	ぐりーんいんふら	グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャー。都市計画において、天候・土壌・植物など自然のはたらきを積極的に活用して、道路や施設などをつくること。
3	2,3,4,5	こうさくほうきち	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
4	1,4,8,13,15	こうはいのうち	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。
5	1	こくさいきょてんこうわん	国際拠点港湾	重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾（港湾法2条2号）。全国の18港が指定されている。
6		こくどりようけいかく	国土利用計画（全国計画）	国土利用計画法第５条の規定に基づき、全国の区域について定めた国土の利用に関する計画。
7	0	こくどりようけいかくほう	国土利用計画法	限られた資源である国土を、総合的かつ長期的視点に立って有効利用することを目的とした法律。国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する規制等について定める（昭和49年法律第92号）。
8	12	さいそうほうぼくち	採草放牧地	農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。
9	1	さすてぃなぶる	サスティナブル	持続可能であるさま。特に、地球環境を保全しつつ持続が可能な産業や開発などについていう。
10	11,15,18	しがいかくいき	市街化区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
11	15	しがいかちょうせいくいき	市街化調整区域	都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のことであり、同区域では基本的に開発行為及び建築物等の立地が制限されている。
12	0,17	しぜんかんきょうほぜんほう	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された法律（昭和47年法律第85号）。
13	17,19	しぜんこうえん	自然公園	自然公園法によって指定された公園で、「国立公園」「国定公園」「都道府県立自然公園」の総称。
14	0,17	しぜんこうえんほう	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律（昭和32年法律 第161号）。
15	4	しんりんけいえいけいかく	森林経営計画	森林法に基づく森林計画制度において、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。
16	0,4,16	しんりんほう	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律（昭和26年法律 第249号）。
17	7,10,11,16	すいげんのかんよう	水源の涵養	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給すること。
18	11	せいたいけい	生態系	生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係し合って、生命の循環を作り出しているシステム。
19	16	せぎょう	施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

No	頁	よみがな	用語	解説
20	5	ちせきちょうさ	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
21	2,8	ちゅうさんかんちいき	中山間地域	農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域のことをいい、平野の外縁部から山間地を指す。
22	1,12,13	ていみりようち	低・未利用地	土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの。特に大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態の土地。
23	4	でんきじぎょうしゃによるさいせいかのうえねるぎーでんきのちょうたつにかんするほうりつ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する法律	電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律（平成23年法律108号）。
24	0	としけいかくほう	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律（昭和43年法律第 100号）。
25	0	とどうふけんこくどりようけいかく	都道府県国土利用計画	国土利用計画法第７条の規定に基づき、都道府県の区域について定めた国土の利用に関する計画。
26	7,10	にちいききょじゅう	二地域居住	都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。
27	0	のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ	農業振興地域の整備に関する法律	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする法律（昭和44年法律第58号）。
28	4,16	のうちちゅうかんかんりじぎょう	農地中間管理事業	離農者や経営規模を縮小する営農者の農地を、農地中間管理機構が一括して借り受け、まとめたうえで、地域の意欲ある担い手に貸し付けを行うことにより、担い手への農地集積と集約化を進める事業。
29	16,18	のうようちくいき	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。なお、農用地区域内にある土地については、農業上の用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地など）が指定されており、原則として指定された用途以外の用途に供することはできない。
30	3	のうりんぎょうせんさす	農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、５年ごとに行う調査。
31	7	ばいおます	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には、再生可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたものをいう。
32	13	びおとーぷ	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す。生物空間、生物生息空間。
33	16,19	ほあんりん	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
34	15	ようとちいき	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域がある。
35	8,9	らいふらいん	ライフライン	市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活を支えるシステムの総称。
36	3	わんすとっぷ	ワンストップ	一度の手続で、必要なことをすべて完了できるように設計されたサービス。